

新潟大学における研究活動の不正行為に係る予備調査実施要項

〔平成19年1月26日〕
学 長 裁 定

(趣旨)

第1 新潟大学の研究活動において不正行為事案が生じた場合に実施する予備調査は、新潟大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程（平成19年規程第2号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(予備調査の実施に係る措置)

第2 総括責任者は、予備調査の実施のため、研究担当コンプライアンス責任者を長とした調査組織（以下「予備調査組織」という。）を設置し、調査の実施を指示するものとする。

2 予備調査組織は次に掲げる者で組織されるものとする。

- (1) 研究担当コンプライアンス責任者
- (2) 調査対象者の所属するコンプライアンス部局責任者
- (3) 調査対象者の所属する部局の教授又は准教授 若干名

3 前項第3号委員については、前項第1号及び第2号の委員が協議の上決定する。

4 第2項第1号及び第2号の委員が、通報等を行った者又は調査等の対象となった者と直接の利害関係を有している場合は、第1号委員については他のコンプライアンス責任者を、第2号委員については当該部局の他の者をもって充てる。

5 予備調査の公正を確保するため、対象研究者又は告発者と直接利害関係を有する者は、予備調査組織に加わることはできない。

6 研究担当コンプライアンス責任者は証拠となるべき資料等の保全その他必要な措置をとるものとする。

(予備調査の実施事項)

第3 予備調査は、第2の第5項の規定により保全された資料等及び必要に応じてとられた措置に基づいて調査し、次に掲げる事項について調査し、告発された不正行為の存在の可能性及び本調査の要否、又は告発された不正行為が存在しない場合において当該告発における悪意の有無を判定するものとする。

- (1) 告発の際に示された科学的合理的理由の論理性
- (2) 告発された研究に係る生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬、実験記録その他のデータ等事後の検証を可能とするものの保存期間が、当該研究分野の特性に応じた合理的な期間であるか否かの妥当性

(予備調査の方法)

第4 予備調査は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 告発をした者（以下「告発者」という。）、調査対象の研究者等（以下「対象研究者」という。）その他関係者からの事情聴取
- (2) 生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬、実験記録その他のデータ等各種資料の調査
- (3) 研究報告の原稿又は発表記録等の調査
- (4) 対象となる研究資金の調査
- (5) その他適正な調査のために必要と認める調査

(予備調査の記録)

第5 予備調査組織は、予備調査の実施に関し、記録を作成し、予備調査にかかる資料等とともに調査結果の判定が決した日から5年間保存しなければならない。

(予備調査の期限)

第6 予備調査組織は、告発の受付から起算して原則として30日以内に、第7に規定する予備調査結果報告書を総括責任者へ提出するものとする。

(予備調査の結果の報告)

第7 予備調査組織は、第3の各号に掲げる事項について判定の後、次に掲げる事項を記載した予備調査結果報告書を作成し、関係資料を添えて総括責任者に提出するものとする。

- (1) 予備調査を実施した者の職名及び氏名
- (2) 対象となる研究資金
- (3) 調査の概要
- (4) 関係者の証言要約
- (5) 対象研究者の弁明
- (6) 不正行為が存在する可能性の判定
- (7) 本調査の要否の判定

2 不正行為が存在しないと判定した場合においては、当該告発における悪意の有無を判定し、予備調査結果報告書に記載するものとする。

3 総括責任者は、前2項により予備調査結果報告書及び関係資料が提出されたときは、速やかに最高責任者に報告するものとする。

4 最高責任者は、予備調査の対象とした不正行為が、研究資金の応募又は執行にかかわるものである場合には、前項の判定について、速やかに当該研究資金配分機関に報告するものとする。

(予備調査において不正行為が存在しないと判定された場合の措置)

第8 総括責任者は、第7の予備調査の結果において、不正行為が存在しないと判

定された場合は、告発者（匿名の告発者を除く。ただし、匿名の告発者については、第7に規定する不正行為が存在する可能性についての判定結果が出る前に当該告発者の氏名が判明した後は、実名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に対し、予備調査の結果を通知する。

2 当該不正行為の告発が告発者の悪意に基づくものと判定された場合で、告発者が本学の職員又は学生であったときは、総括責任者は、告発者が所属する部局長（事務局及び事務局以外の事務部にあつては当該事務部の長をいう。以下同じ。）に第7の予備調査の結果を通知する。

（悪意に基づく告発者に係る不服申立て）

第9 当該不正行為の告発が悪意に基づくものと判定された告発者は、第8の第1項による通知を受領した日の翌日から起算して30日以内に、総括責任者に対し不服申立てをすることができる。ただし、その期間であっても、引き延ばし目的の不服申立て又は同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。

2 総括責任者は、第2の第2項第1号及び第2号の委員とともに不服申し立ての趣旨、合理性等を検討し、再調査の実施の要否を決定し、関係者に通知するものとする。

（再調査）

第10 総括責任者は、再調査の実施を指示する場合、必要に応じて第2の第2項第1号及び第2号の委員と協議し、予備調査組織を再編成すものとする。

2 予備調査組織等は、第9の第2項により再調査の実施が決定された場合、速やかに再調査を実施し、再調査の実施の決定から原則として30日以内に、調査結果を総括責任者に報告しなければならない。

附 則

この要項は、平成19年1月26日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。